

2003.6.9

## 情報システム管理室だより

### 情報モラルクイズ Q&A

Q:教育目的ならソフトウェアのコピーは認められている？

A:答えは「認められない」です。著作権法では教育が社会全体の発展に必要であるという観点から学校内でのコピーが必要限度内で認められていますが、次の6つの条件をすべて満たすことが必要です。(著作権法大35条)

1. 営利を目的としない教育機関であること。
2. 教育を担当しているものがコピーすること。  
…(他人がコピーしたものはダメ)
3. 公表された著作物であること。
4. 授業の過程での使用を目的とすること。  
…(教員の研修会や発表の時の新聞コピーしたものの配布はダメ)
5. 必要とみとめられる限度のコピーであること。
6. 著作権者の利益を不当に侵害しないコピーであること。



ソフトウェアのような経済的価値が高い著作物では、教育目的といえども「6.の著作権者の利益を不当に侵害」に該当します。同様にワークブックやドリルなどの一部購入して複製して生徒に配布することは認められません。

Q:学校のホームページに生徒の姓名や顔写真を掲載できるの？

A:自分の肖像をみだりに写されたり、公表されたりすることのない権利=肖像権は憲法で保障されている人格的利益に関する権利で、写真肖像を公表する、しないは本人の意思次第です。ただし、ホームページは新聞やテレビのような一過性のメディアと違って、常に情報を提供しているため、子供の写真を公表する、しないの判断は別になります。不特定多数がみることと考えれば、氏名は姓のみで写真はなるべく集合写真を使う、個人を特定できる情報は公開しないなどの配慮が必要です。



Q:パソコン25台の一括購入を予定していますが、ソフトの購入については「1本だけ買って、残りはコピーして使え」と言われました。従うとどんな罪になりますか？

A:明らかな著作権法違反で、3年以下の懲役か、300万円以下の罰金という重い刑罰が科せられます(著作権法第119条第1項)。また、実際にコピーした人が罰せられるだけではなく、指示を出した人や学校にも同様の責任が問われます。



(爆笑コント)

A:「俺のパソコンに、そのソフトいれてくれ！」 B:「懲役3年！！」  
A:「こっちむいて？」 B:「ん？」 A:「ぱしゃ！」 B:「肖像権の侵害！」